

職員の給与に関する勧告の概要

令和2年10月22日
秋田県人事委員会

◎ 勧告のポイント

期末・勤勉手当（ボーナス）を引下げ

県内民間の年間支給割合に合わせ引下げ改定（年間4.35月→4.30月 △0.05月）
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

1 給与

(1) 給与勧告の基本的な考え方

① 改定の考え方

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮することを基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与水準に適切に反映する必要があるとの認識に立ち、判断した。

② 本年の改定を取り巻く諸情勢

本年は新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことなどを受け、勧告の基礎となる民間給与の調査を例年より遅らせた上で、2回に分けて実施した。

(2) 本年の改定

① 期末・勤勉手当

県内の民間の年間支給割合（4.29月）に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げて4.30月とする。

【改定後の支給月数】

令和 2 年度	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.45月（△0.05月）	1.250月	1.200月（△0.05月）
	勤勉手当	1.85月	0.925月	0.925月
	計	4.30月（現行4.35月）	2.175月	2.125月
令和 3 年度 以降	一般職員		6月期	12月期
	期末手当	2.45月（△0.05月）	1.225月（△0.025月）	1.225月（△0.025月）
	勤勉手当	1.85月	0.925月	0.925月
	計	4.30月（現行4.35月）	2.150月	2.150月

② 月例給

公務と民間の4月分給与額を比較し、今後、必要な報告・勧告を予定

(3) 実施時期

令和2年12月1日（(2)の①の改定）

2 人事管理等に関する諸条件

今後、必要な報告を予定